

義務教育費負担の沿革

- 明治5年 学制発布。小学校教育費は設置者である学区が負担。その大部分は学区内集金や寄付金による住民負担に依存。
- 明治18年 受益者負担主義を導入（授業料徴収を義務づけ）。これにより就学率低下（明治16年：51.0% → 明治20年：45.0%）。
- 明治23年 義務教育は市町村の委任事務に。義務教育費は教員給与を含め、市町村が負担（設置者負担主義を導入）。但し、授業料は引き続き徴収。
- 明治26年 授業料徴収を市町村の裁量に。
- 明治29年 小学校教員の給与の一部（年功加俸に要する経費）を国庫補助。
- 明治33年 第3次小学校令の制定により、義務教育無償制の原則確立。就学率が急速に向上（明治33年：81.5% → 明治38年：95.6%）。
- 明治41年 義務教育年限を4年から6年に延長。町村財政の圧迫と小学校教職員の処遇悪化を招来（明治40年代には、町村財政において教育費が税収の60%を占めるに至る）。
- 大正7年 市町村義務教育費国庫負担法制定。義務教育費の国と地方による分担原則が確立。昭和5年には、小学校教員俸給総額に対する国庫負担金の割合は52%に。
- 昭和7年 経済恐慌などにより市町村財政窮迫。市町村立尋常小学校費臨時国庫補助法を制定。毎年一定額を市町村に補助。
（市町村予算のうち最大経費である教員給与費に国費をあて、市町村間の財政調整を図る）
- 昭和15年 義務教育費国庫負担法制定。義務教育の教員給与費を府県の負担として、その1/2を国庫負担。地方分与税による地方財政調整機能を創設。
- 昭和23年 学校教育法施行。義務教育年限を9年に（新制中学校の義務教育化）。

- 昭和 25 年 シャウプ勧告に基づき、義務教育費国庫負担法廃止。新設された地方財政平衡交付金に吸収。義務教育の教員給与費を地方の一般財源化。地域間格差の拡大が問題に。
- 昭和 27 年 義務教育費国庫負担法成立。旧負担法の枠組みを基本的に引継ぎ、義務教育の教職員給与費を国庫負担。
- 平成 17 年 三位一体の改革により、国庫負担率を 1/2 から 1/3 に引き下げ。

(全額国庫負担構想)

義務教育の教職員給与費を全額国庫負担するという構想も提案されたことがある。

昭和 21 年 文部省が策定した「地方教育行政機構刷新要綱」が、フランスの制度にならい全国を大学を中心とする学区に分け、公立学校の教職員給与費を全額国庫負担とすることを構想。

昭和 28 年 義務教育学校職員法案提出。同法案は、義務教育諸学校の教職員全てを国家公務員とし、その給与費は定員定額によって全額国庫負担とすることを予定。法案は衆議院解散により廃案。

[参照] 中央教育審議会 初等中等教育分科会教育行財政部会 教育条件整備に関する作業部会「義務教育費に係る経費負担の在り方について (中間報告)」、平成 16 年 5 月 25 日。